

玉城町国民健康保険玉城病院

電話交換設備更新業務

仕様書

令和7年12月

玉城町国民健康保険 玉城病院

1 導入背景及び目的

玉城町国民健康保険玉城病院で使用の電話機器設置や電話交換機を本年度導入予定のナースコールシステムと連携連動する必要があるため、電話設備の更新（保守等を含む）を実施するものである。

2 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和8年3月16日までとする。ただし、使用開始日は、契約締結の日から令和8年3月9日の間に切替作業をし、年度内に電話設備が使用できるようにしなければならない。

3 電話設備設置場所

三重県度会郡玉城町佐田881番地
玉城町国民健康保険 玉城病院

4 業務内容

設置する機器の設置・設定・試験に関する一切を行うとともに、運用開始後は当該機器の保守等を行うものとし、詳細な仕様は別紙「調達物品の備えるべき機能・技術的要件」による。

5 担当者の報告

業務を実施する前に、発注者へ業務の担当者を任意の書式にて報告しなければならない。

6 損害賠償

受注者は業務の実施に関し受注者の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者がその賠償責任を負うものとする。

7 法令遵守

受注者は、業務の実施に関し、関係法令を遵守し、安全な業務執行に努めなければならない。

8 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、当該業務終了後も同様とする。

9 その他の事項

- (1) 本仕様書に明示のない事項であっても、機能上必要と認められる事項については、本電話交換機更新業務に含むものとする。
- (2) 本仕様の設置等に係る管理責任者は、電気通信工事担任者等の適正な資格を有する者が行うこと。
- (3) 納入機器のすべてについては、最新のものとし中古品は不可とする。また、日本国内メーカーのものに限る。
- (4) 納入機器は、指名競争入札の通知日時時点で、リース・販売停止／保守停止予定のある機種は不可とする。
- (5) 電話設備の設置・設定・試験、保守等に関する一切の経費については、すべて受注者が負担すること。
- (6) 現在使用中の電話設備は、構内に布設してあるケーブルを除き、電話機交換機・不要露出端子箱及び不要配線材料等はすべて撤去し、それに係る費用は、すべて受注者において負担すること。
- (7) 電話設備更新切替作業中においても、代表電話その他連絡電話は如何なる場合も宿直室で通話が出来るようにすること。また、必要に応じて仮設接続機器を取付けること。
- (8) 本業務の実施に必要とされる事項は、発注者と協議の上、随時確認及び指示を得ること。また、仕様の内容について、疑義が生じた場合も同様とする。
- (9) 電話交換装置切替時、現運用ナースコール設備と仮接続装置を設置し、ナースコール業務に支障をきたさないこと。
- (10) 玉城町イントラネット内線に接続されている VOIP 機器のプログラムデータを設定し関係各所との試験調整を行うものとする。
- (11) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(12) 受注者が、(11)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

別紙：調達物品の備えるべき機能・技術的要件

1 機器の仕様

本体装置仕様

基準品：沖電気Cros Core-L

(1) 交換方式

制御方式：蓄積プログラム制御方式

通話路方式：時分割PCM方式

(2) 収容回線数

下記の表の仕様を満たすこと。

	回線種別	実装	最大容量 (下記の容量以上であること又合わせて768ポート以上とする)	記事
局線関係	NTT光オフィスA	14ch	192ch	
	INS64	0回路	64回路	DSU内蔵
	アナログ回線	8回路	128回路	
専用線関係	ナースコール専用線	8回路	48回路	ナースコール連絡用
内線関係	デジタル多機能回路	40回路	288回線	
	一般電話機回路	64回路	288回路	レバース回路 (FAX2回線含)
その他	通話録音回路	30ch/ 1時間	2,000時間	
	IVR機能	1階層	8階層	メッセージ内容は別途指示

※ INS64回線を利用し、システムの同期が可能なこと。

(3) 電源装置

整流器：交換機本体に内蔵 1台

蓄電器：長寿命（5年）停電時3時間以上保証 1組

(4) 端末接続機器

ア 次の形式及び機能を有するデジタル電話機、一般電話機等機器が
接続できる本体装置であること。

(ア) 多機能電話機 31台

(イ) 停電対応型多機能電話機

ISDN回線用 2台

(ウ) 一般電話機 (既設電話機使用)

(エ) リモートメンテナンス装置 1台

(オ) BV-100VOIP接続機器 (既設品流用)

(カ) PHS接続装置(ID) 1台

(キ) PHS接続装置(ND) 11台

(ク) UM7700-SET PHS子機 18台

イ 多機能電話機の主な機能

(ア) ディスプレイ付 (カナ・漢字・英数字) (バックライト付)

(イ) 固定機能ボタン: スピーカー、保留、転送、短縮

(ウ) 回線ボタンとワンタッチ等機能ボタンの合計: 30個以上

(エ) ナンバーディスプレイ対応

(オ) 発信・着信履歴 (外内線共) 5,000件以上

ウ 停電対応型多機能電話機の主な機能

(ア) 多機能電話機の主な機能に準ずること

(イ) 停電対応電話機は発信・着信がバッテリー等を使用せず通話可能であるもの

2 交換機サービス機能

ア 次のサービス機能を満たすこと。

通話録音機能(全電話機で2000時間以上)、IVR機能(8階層)、音声ガイダンス(最大100種類)、着信規制、録音告知機能+通話録音、リダイヤル、網番号ダイヤルイン、個別電話帳ダイヤル、共通電話帳ダイヤル、外線保留、付加番号ダイヤルイン内線転送、不在着信転送、内線代表、内線保留、ナンバーディスプレイ対応、通話時間表示、確かめダイヤル、発ID通知、ISDN着番号ダイヤルイン、i・ナンバー対応ISDN着サブアドレスダイヤルイン、INSナンバーディスプレイ対応、発信時電話帳名表示、発信禁止番

号登録、外部連携ボイスメール機能

3 その他

(1) 電話交換機設備の設置

ア 調整試験

各機器の設定を行い、一つのシステムとして安定動作するように調整試験を行うこと。

イ 設置工法

設置においては、すべて総務省令で定める技術水準及び標準工法によること(別紙1)

ウ 交換装置の耐震固定

電話交換機装置は、建築物に強固に固定し交換機の耐震化を図ること。

エ サービス機能の拡充

I V R機能を満たすため、外付装置タカコム I V R - 1 0 0 V o i p II (参考)でも可能とする。

(2) 電話回線の収容

現在使用の、電話回線を集約や変更し、バックアップ回線、F A X用回線、ダイヤルイン等の見直し等、発注者と協議の上行うこと。また、運用停止が最小限に行えるよう回線事業者と連絡を取り合い最良の方法で作業を進めること。

(3) 端末関連機関回線の収容

現在使用中の、L D専用線方式V O I P G W機器及び配線も準備する。

(4) ナースコール設備との接続配線設備等

交換装置更新にあたり、既存ナースコール設備と仮接続をして、病室業務に支障が生じないよう最善の準備をする。また、ナースコール保守業者と十分な打合せをし、試験調整を行う

なお、配線の必要が生じた場合、N T T西日本株式会社認定品又は同等品以上のものを使用すること。

また、露出配線となる箇所においては、防護が必要と認められる箇所について適宜防護カバーを使用した上で、堅固に配線を行う

こと。(別紙2～別紙7)

(5) 電話交換機システム保守等

運用開始後の電話交換機等の保守については別途契約とし、設置完了後も業務が正常に行えるよう、本調達機器等を適切に運用、管理すること。

(ア) 障害受付は平日8時30分から17時15分までとする。(休日・夜間等は留守番電話可)窓口を設け、メーカー修理技術取得者がこれにたずさわること。

(イ) 現地修理対応は平日8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急障害対応の場合は、この時間の範囲外でも、対応することとする。

(ウ) 障害発生時は、当院の担当者から連絡後、1時間以内で障害復旧対応が行える場所に保守拠点があること。

(エ) 交換装置を2か月に1回技術者を定期巡回させ、所定の定期試験又は点検及び必要な修理を行う。

(オ) 交換機本体の故障切り分け作業、パッケージ類の修理・交換に係る費用は本契約の範囲とする。

なお、交換機用メモリー蓄電池・交換機バッテリー、不注意による電話機等端末の修理及び電池等消耗品の交換は実費とする。

また、落雷による故障(商品等の取替にて修理可能な場合に限る)・火災に起因する故障(火災の際に、消火活動による冠水が原因で故障した場合を含む)について、受注者は、無償にて工事担当者を派遣することとし、故障機器の持ち帰り修理が必要な場合は、代替機器を用意して対応可能とすること。

(7) 諸手続き

設置に伴うNTT西日本株式会社等関係機関への手続きについては、受注者が代行することとし、これに要する費用は受注者が負担すること。

ただし、回線種別変更に伴う工事費については、別途、発注者が負担することとする。